

入札参加申請書

郡山市長

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

貴市において行う下記の制限付一般競争入札に参加したいので、入札参加申請をいたします。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと及び申請書の記載事項に事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1 案件名 郡山市総合福祉センター長寿命化計画策定業務委託

2 施行場所 郡山市総合福祉センター

※裏面あり

(裏面)

地方自治法施行令

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させない事ができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - 四 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき